

## 面積按分に関する留意事項

### 1. 建物総面積の算出

総面積とは、原則として建物登記簿の床面積の合計に基づくものとする。

- ・主である建物のみならず、附属建物についても、その床面積を合計すること。
- ・駐車場など、通常建物内部に設置しない設備については、例外的に総面積から除くものとする。

### 2. 専有面積と共有面積の判定

各サービス等の専有面積と共有面積の判断を行う。

- ・専有面積については、当該サービス等の提供等にあたり、基準上必要な設備としての登録または利用実態がある部屋等であり、共有面積に該当しない部屋等であること。
- ・特定サービスの専有部分の移動経路のみに利用していると市が認める場合、当該移動経路については当該サービスの専有面積として差し支えない。・他のサービス等において必要な設備として登録されている部屋等または利用実態のある部屋等は、共有面積とすること。
- ・いずれのサービス等においても、必要な設備としての登録も利用実態もない部屋等については、共有面積とすること。
- ・利用実態の判断においては、職員・利用者などの利用者の立場を問わない。

### 3. 共有面積に対する面積按分

共有面積に対し、総面積で除し、各サービス等の専有面積を乗じた値を、各サービス等の共有面積とする。

- ・各サービス等の共有面積の算定にあたっては、小数点以下第三位を切り捨てる。

### 4. 補助対象面積及び補助対象経費の確定

3において算定した各サービス等の共有面積に当該サービス等の専有面積を加えた面積のうち、事業を申請するサービスに関するものを補助対象面積とする。

また、国の交付要綱に定める対象経費を、各サービス等の面積の合計で除し、補助対象面積を乗じた値を補助対象経費とする。

- ・補助対象面積の確定にあたっては、小数点以下第一位を四捨五入すること。

#### 【参考】 3・4における文言整理

	登記簿等に基づく値	面積按分後の値
建物全体	総面積	各サービス等の面積の合計
専有部分	専有面積	—
共有部分	共有面積	各サービス等の共有面積

※補助対象面積＝事業を申請するサービスに係る（専有面積＋各サービス等の共有面積）